

岐阜県公報

号外 (5) 平成三十年四月一日

目次

規 則

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則

(国民健康保険課)

二

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

(検査監督課)

二

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

二

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(同)

四

告 示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

五

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(同)

六

指定代理納付者の指定

(同)

六

自動車取得税及び自動車税の収納事務の委託

(同)

六

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示の一部改正

(環境管理課)

六

自動車交通量がきわめて少ないと認める道路の指定に関する告示の一部改正

(道路維持課)

七

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

(交通企画課)

九

訓 令 甲

岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

一三

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(同)

一三

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(道路維持課)

一四

公 示

第十二次鳥獣保護管理事業計画の公表

(環境企画課)

一五

規 則

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県国民健康保険法施行細則（平成三十年岐阜県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「法第四十五条第五項の規定による国民健康保険団体連合会へ」を「岐阜県国民健康保険団体連合会に対し次に掲げる費用の請求に係る審査及び支払に関する事務（当該費用の請求に係る審査をし、かつ、支払をするものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第四十五条第四項の療養の給付に関する費用
 - 二 法第五十二条第六項において準用する法第四十五条第四項の入院時食事療養費に係る療養に関する費用
 - 三 法第五十二条の二条第三項において準用する法第四十五条第四項の入院時生活療養費に係る療養に関する費用
 - 四 法第五十三条第三項において準用する法第四十五条第四項の保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養又は選定療養に関する費用
 - 五 法第五十四条第一項の療養費
 - 六 法第五十四条の二第一項の訪問看護療養費
 - 七 法第五十七条の二第一項の高額療養費
- 附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。
- 2 岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成十七年岐阜県規則第二百二十九号）は、廃止する。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合等検査規則（平成十三年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十四条」を「第九十四条第一項から第五項まで」に、「第二百二十二条」を「第二百二十三条第一項から第五項まで」に、「第一百七十七条第一項から第五項まで」を「第一百七十七条第一項及び第二項」に、「第一百一十一条」を「第一百一十一条第一項から第五項まで」に、「第十六条第一項から第三項まで及び」を「第十六条第一項」に、「第三十六条第一項から第五項まで」を「第三十六条第一項及び第二項並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一号）第四十四条第一項及び第二項」に改める。

別記第一号様式（その一）（表面）中「第94条」を「第94条第一項から第5項まで」に、「第123条」を「第123条第一項から第5項まで」に、「第117条第一項から第5項まで」を「第117条第一項及び第2項」に、「第111条」を「第111条第一項から第5項まで」に、「第116条第一項から第3項まで及び」を「第116条第一項、」に、「第36条第一項から第5項までの規定により」を「第36条第一項及び第2項並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第44条第一項及び第2項の規定による」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
第二十一条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 岐阜県国民健康保険法施行条例（平成二十九年岐阜県条例第四十五号）第五条の国民健康保険事業費納付金

第二十一条第四項中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第八十三条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「売買契約の予定価格」を「取得価格」に改める。

第百八十八条から第百九十条までを次のように改める。

第百八十八条から第百九十条まで 削除

第百九十七条中、「現金受払計算書（第百三号様式）のほか」を削る。

別表二中

本庁各課（環境企画課、廃棄物対策課、環境管理課、県民生活課、私学振興・青少年課、人権施策推進課、統計課、岐阜地域環境室、文化創造課、文化伝承課、医療整備課、医療福祉連携推進課、保健医療課、生活衛生課、業務水道課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、企業誘致課、産業技術課、新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業課、地域産業課、岐阜地域産業労働室、観光企画課及び海外戦略推進課を除く。）

を

本庁各課（環境企画課、廃棄物対策課、環境管理課、県民生活課、私学振興・青少年課、人権施策推進課、統計課、岐阜地域環境室、文化創造課、文化伝承課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、保健医療課、生活衛生課、業務水道課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、企業誘致課、産業技術課、新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業課、地域産業課、岐阜地域産業労働室、観光企画課、海外戦略推進課及び国際交流課を除く。）

に、

医療整備課
医療福祉連携推進課
保健医療課
生活衛生課
業務水道課
地域福祉課
高齢福祉課
障害福祉課
女性の活躍推進課
子育て支援課
子ども家庭課

を

医療整備課
国民健康保険課
医療福祉連携推進課
保健医療課
生活衛生課
業務水道課
地域福祉課
高齢福祉課
障害福祉課
女性の活躍推進課
子育て支援課
子ども家庭課

に、

商業・金融課
労働雇用課
産業人材課
企業誘致課
産業技術課
新産業・エネルギー振興課
航空宇宙産業課
地域産業課
岐阜地域産業労働室
観光企画課
海外戦略推進課

を

商業・金融課
労働雇用課
産業人材課
企業誘致課
産業技術課
新産業・エネルギー振興課
航空宇宙産業課
地域産業課
岐阜地域産業労働室
観光企画課
海外戦略推進課
国際交流課

に改める。

様式目次中「第百三号様式 現金受払計算書 第百九十七条」を「第百三号様式 除」に改める。

第三号様式中「三岐海防UFJ銀行」を「三岐UFJ銀行」に改める。

第三号様式の二甲から第三号様式の二区までの規定中「十六銀行及び大垣共立銀行」を「大垣共立銀行及び十六銀行」に、「三岐東京UFJ銀行」を「三岐UFJ銀行」に改める。

第四号様式中「三岐東京UFJ銀行」を「三岐UFJ銀行」に改める。

第十二号様式中

取扱機関

を		
に改め、同様		

式備考第二号中、「**女性部令**」を「**女性部令**」に、「**公立図書館**」を「**公立図書館**」に改める。

第百三十三号様式を次のように改める。

第103号様式 別添

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表飛騨高山高等学校の項の次に次のように加える。

郡上特別支援学校	郡上特別支援学校 那比校舎	郡上特別支援学校那比校舎における 法第七十条第二項第一号及び第三 号から第五号までに掲げる事務に関 すること。
----------	------------------	--

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（広報課、情報

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（広報課、法務情報公開課、行政管理課、情報公開課、総務事務センター、

別表第一中

企画課、総務事務センター、地域スポーツ課、防災課、文化創造課、医療整備課、障害福祉課、女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、産業人材課、下水道課、水資源課及び水道企業課を除く。）、議事事務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課

を

域スポーツ課、ねんりんピッ推進事務局、防災課、県民生課、医療整備課、国民健康保険、医療福祉連携推進課、地福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業金融課、労働雇用課、産業人材課、下水道課、建築指導課、宅課及び水道企業課を除く。）、議事事務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課

に改め、同表広報課の項の次に次のように加える。

に改め、同表広報課の項の次に次のように加える。

法務・情報公開課	文書管理監
行政管理課	改革推進監

別表第一 地域スポーツ課の項の次に次のように加える。

ねんりんピック推進事務局
事務局次長

別表第一 文化創造課の項を次のように改める。

県民生活課
消費生活対策監

別表第一 医療整備課の項の次に次のように加える。

国民健康保険課
国保制度対策監

医療福祉連携推進課
医療人材対策監

地域福祉課
福祉人材対策監

高齢福祉課
介護事業者指導監

別表第一 障害福祉課の項中「障害福祉基盤整備企画監」を「社会参加推進企画監」に改め、同表商業・金融課の項の次に次のように加える。

労働雇用課
人材育成企画監

別表第一 下水道課の項の次に次のように加える。

建築指導課
宅地建物取引業対策監

住宅課
県営住宅管理監

別表第一 水資源課の項を削る。

別表第二 県民生活相談センターの項中「副所長」を「相談係に属する上席の職員」に改め、同表食肉衛生検査所の項中「食肉衛生検査所」を「中央食肉衛生検査所」に改め、同項の次に次のように加える。

飛騨食肉衛生検査所
食肉検査係に属する上席の職員

別表第二 情報科学芸術大学院大学の項を削り、同表生活技術研究所の項の次に次のように加える。

情報科学芸術大学院大学
総務課長

別表第二 東海環状自動車道事務所の項中「管理調整係に属する上席の職員」を「管理用地係に属する上席の職員」に改め、同表リニア推進事務所の項中「リニア推進課長」を「推進課長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示 二示

岐阜県告示第二百五号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の第二項及び第五条の第三項の規定に基づく知事が定める額に関する告示（平成四年岐阜県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成三十年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日以前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、七四八円	一三、二八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、三七七円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一四、二五五円
三十歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三五三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円

四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二二、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円
五十歳以上五十五歳未満	六、八二二円	二五、二五七円
五十五歳以上六十歳未満	六、三三三円	二四、八五九円
六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一元
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二八四円

岐阜県告示第二二六号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示(平成八年岐阜県告示第二二六十四号)の一部を次のように改正する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十万五千二百九十円」を「十万五千二百九十円」に、「五万七千七百十円」を「五万七千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に、「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

岐阜県告示第二二七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則(昭和三十一年岐阜県規則第十九号)第三十七条の三の規定により告示する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
----------------	-----------------	--------------------

ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番 三号	自動車税	平成三十年五月七日から平成三十一年三月三十一日まで
--------------------------------	------	---------------------------

岐阜県告示第二二八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条の二第一項の規定により、自動車取得税及び自動車税の収納事務を岐阜市日置江二千六百四十八番地の一般社団法人岐阜県自動車会議所に委託したので、同条第六項において準用する同令第五百八十八条第二項の規定により告示する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二二九号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(昭和四十四年岐阜県告示第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表垂井町の部第三種区域の項中「字全緑」の下に「市之尾字離山、字米野、字山之腰、府中字岡田」を加え、同表北方町の部第三種区域の項及び第四種区域の項を次のように改める。

第三種区域

大字加茂字加茂町、大字北方字俵町、字仲町、字駒来町、字新町及び字春日、平成五丁目から八丁目まで、大字柱本池之頭二丁目から三丁目まで並びに大字高屋石末三丁目、字北野白道西、字中野白、字紙木原道東、字八幡前、字大門脇、字西丸ノ内、字東丸ノ内及び字榎町の各全部
大字加茂字加茂町西及び字野田、柴町一丁目から三丁目まで、東加茂二丁目及び三丁目、若宮二丁目、朝日町一丁目、大字北方字糸貫川通、字八切、字増屋町、字長谷川、字戸羽町、字妙建寺裏、

第四種区域	<p>字大門、字石町、字町裏、字本町、字森町、字森町裏、字ノ宮及び字大牧、平成一丁目から四丁目まで、長谷川西三丁目、春來町一丁目から三丁目まで、小柳一丁目及び二丁目、天狗堂一丁目、曲路一丁目から三丁目まで、大字柱本字真長嶋、字高屋裏及び二丁目、大字高屋字清水、字北野白提外、字北野白道東、字林浦道北、字林浦道南、字紙木原道北、字紙木原道西、字南野白、字天神浦、字井ノ上、字鳥居前道北、字鳥居前道南、字西石仏南ノ町、太子一丁目から三丁目まで、条里三丁目並びに伊勢田一丁目の各一部</p> <p>大字北方字洲之上及び字間長嶋の各全部</p> <p>長谷川西三丁目、大字北方字大牧並びに大字柱本字小栗分及び字真長嶋の各一部</p>
-------	--

別表備考一ただし書中「及び北方町の部」を削り、「平成十七年一月三十一日」の下に「現在とし、北方町の部に掲げる町（大字）・丁目（字）の名称及び区域は平成二十八年三月一日」を加える。

岐阜県告示第二百十号

自動車の交通量がきわめて少ないと認める道路の指定に関する告示（平成二十三年岐阜県告示第二百三十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

（第五条第一項該当）の表県道の部二の項中「県道東笠松停車場線」を「県道鶯笠松

線」に、

同

を

平成
三〇・四・一

に改め、同部三の項中

同

を

平成
二三・四・一

に改める。

（第六条第一項該当）の表一般国道の部八の項中「加茂郡川辺町中川辺字西合二九一

番三地先から」及び「同 郡同 町（一般国道四十一号の交点）まで」を削り、

同

を

平成
三〇・四・一

に改め、同部九の項中

同

を

平成
二三・四・一

に改め、同表県道の部二十の項中「大和IC」

を「ぎふ大和IC」に改め、同部二十七の項を次のように改める。

27 削除

（第六条第一項該当）の表県道の部二十八の項中

同

を

平成
二三・四・一

に改め、同部三十の項中「県道恵那白川線」を「県道白川福岡線

に、

同

を

平成
三〇・四・一

に改め、同部三十一の項中

同

を

平成
二三・四・一

に改め、同部六十五の項の次に次のように加

える。

65の2	新茶文 田屋殊 線	岐阜市下尻毛（一般国道百五十七号の交点）から本巣市文殊（県道岐阜大野線の交点）まで	平成 三〇・四・一
------	-----------------	---	--------------

（第六条第一項該当）の表県道の部六十六の項中

同

を

平成 二三・四・一	に改め、同部七十五の項中「県道南濃関ヶ原線」を「町道柏尾新田
同	南小倉線」に、 同 を 平成 三〇・四・一 に改め、同部七十六の項中
同	を 平成 二三・四・一 に改め、同部八十七の項を次のように改める。
87 削除	
平成 二三・四・一	(第六条第一項該当)の表県道の部八十八の項中 同 を
平成 二三・四・一	に改め、同部九十三の項中「岐阜市芥見(桐谷橋)から」及び「同
平成 三〇・四・一	市芥見町二丁目(県道川島三輪線の交点)まで」を削り、 同 を
平成 二三・四・一	に改め、同部九十四の項中 同 を
同	に改め、同部百九の項中「県道坂祝関線」を「町道坂祝関線」に、 平成 三〇・四・一 に改め、同部百十の項中「同 市太田町

平成 二三・四・一	に改め、同部百三十二の項を次のように改める。
平成 三〇・四・一	に改め、同部百十八の項中 同 を
平成 二三・四・一	に改め、同部百三十の項を次のように改める。
平成 二三・四・一	に改め、同部百三十一の項中 同 を
130 削除	
平成 二三・四・一	(第六条第一項該当)の表県道の部百三十三の項中 同 を
132 削除	
平成 二三・四・一	に改め、同部百四十四の項を次のように改める。
同	同 市新池町(市道山手線)に改め、同部百十一の 項中 同 を 平成 二三・四・一 に改め、同部百十五の項中「JR高山線」 を「JR高山本線」に改め、同部百十七の項中「同 市同 字大脇四八 番地先」を 「同 市同 (一般国道四十一号の交点)」に、 同 を

<p>144</p> <p>削除</p>	<p>(第六条第一項該当)の表県道の部百四十五の項中</p> <p>同</p> <p>を</p> <p>平成 三三・四・一 を改める。</p>	<p>公安委員会告示</p>	<p>岐阜県公安委員会告示第一号</p> <p>道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第七号)第一条第二項の規定により告示する。</p> <p>平成三十年四月一日</p> <p>岐阜県公安委員会 委員長 古 田 善 伯</p>	<p>委嘱した委員</p>	<table border="1"> <tr> <th>活動区域</th> <th>氏名</th> <th>住 所</th> <th>委嘱年月日</th> </tr> <tr> <td>岐阜中警察署管轄区域</td> <td>安藤 武夫 生駒 和夫 細田 欽子 今村 留美子 坪内 登 松永 勝三 篠田 泰成</td> <td>岐阜市松下町 岐阜市東材木町 岐阜市小熊町 岐阜市忠節町 岐阜市多賀町 岐阜市日ノ本町 岐阜市西玉宮町</td> <td>平成三十年 四月一日</td> </tr> </table>	活動区域	氏名	住 所	委嘱年月日	岐阜中警察署管轄区域	安藤 武夫 生駒 和夫 細田 欽子 今村 留美子 坪内 登 松永 勝三 篠田 泰成	岐阜市松下町 岐阜市東材木町 岐阜市小熊町 岐阜市忠節町 岐阜市多賀町 岐阜市日ノ本町 岐阜市西玉宮町	平成三十年 四月一日
活動区域	氏名	住 所	委嘱年月日										
岐阜中警察署管轄区域	安藤 武夫 生駒 和夫 細田 欽子 今村 留美子 坪内 登 松永 勝三 篠田 泰成	岐阜市松下町 岐阜市東材木町 岐阜市小熊町 岐阜市忠節町 岐阜市多賀町 岐阜市日ノ本町 岐阜市西玉宮町	平成三十年 四月一日										
<p>岐阜南警察署管轄区域</p>	<p>堀野 清一 小野木 隆 白井 信子 長村 信正 櫻井 廣行 宮川 哲夫 戸崎 稔 今井 富子 宮崎 重樹 園部 淑子 稲垣 一彦 江崎 和浩 小木曾 律子 石田 みな子 三島 國男</p> <p>浅野 敬文 長野 多津子 田口 智明 服部 美鈴 林部 富佐夫 長谷川 惠子 龜山 哲司 丹羽 隆善 後藤 幸子 坪内 和光 高橋 義淳 小林 淳 大澤 美津子 宇野 保廣 小森 久栄 杉江 正司 浅川 武司 渡辺 孝司 田中 まゆみ 西東 澄雄 篠田 啓司 松田 英治</p> <p>岐阜市西鶯 岐阜市高田 岐阜市西鶯 岐阜市六条 岐阜市磯町 岐阜市加納城南通 岐阜市今嶺 岐阜市祈年町 岐阜市茜部野瀬 岐阜市加納西丸町 岐阜市三ツ又町 岐阜市次木 岐阜市切通 岐阜市村里町 岐阜市加納東広江町</p>	<p>同</p>											

北方警察署 管轄区域	揖斐警察署 管轄区域	長野 勝己 山田 美芳 山田 優 増田 美智子 河村 一夫 野田 正幸 日比野 一明 小倉 利治 境 貞夫 増田 栄三 加藤 岩夫 堀 和枝 神田 美佳 白木 恭子 浅野 珠美 宇野 利彦 加納 隆仁 伊藤 好洋 宮川 恵子 片野 國太郎 古岡 香織 小澤 美香	大垣市福田町 大垣市検町 大垣市綾野 大垣市川口 大垣市古宮町 大垣市坂下町 大垣市和合本町 大垣市開発町 大垣市長松町 大垣市赤坂新町 大垣市昼飯町 大垣市墨俣町上宿 安八郡安八町西結 安八郡安八町北今ヶ淵 安八郡安八町中 安八郡神戸町大字新屋敷 安八郡神戸町大字北一色 安八郡神戸町大字和泉 安八郡神戸町大字下宮 安八郡輪之内町大藪 安八郡輪之内町下大樽新田 安八郡輪之内町福束新田
同	同		

加茂警察署 管轄区域	関警察署管 轄区域	郡上警察署 管轄区域	山県警察署 管轄区域	西川 弘智 尾崎 節子 石川 喜代子 浅野 正徳 菅田 厚子 鶴田 美幸 川上 さやか 榎並 成彦 山県市梅原 本巢郡北方町加茂 本巢郡北方町高屋太子 山県市梅原			
山口 克瑞 岸一夫 朝日 伸久 美濃加茂市蜂屋町中蜂屋 美濃加茂市三和町川浦 美濃加茂市之保	杉浦 孝志 伊佐地 秀一 山田 未子 古田 伸子 長屋 誠 土屋 戒 福井 茂美 上野 秀夫 野村 保 西部 美香里 秋山 重寛 鷲見 勇 岩田 博 藤村 康則	藤井 敏正 村瀬 靖香 渡邊 清美 三浦 泰治 上村 和典 小森 幸夫 和田 智広 池戸 豊次 郡上市八幡町新町 郡上市八幡町市島 郡上市八幡町西乙原 郡上市大和町牧 郡上市高鷲町大鷲 郡上市美並町大原 郡上市明宝気良 郡上市和良町下洞	若山 千春 江口 良馬 若井 治悟 山県市梅原 山県市富永 山県市大森 山県市葛原	同	同	同	同

下呂警察署 管轄区域	中林かず代 中島孝氏 倉坪時子 大前一廣 森前ひとみ 米野友康 今井志麻 金子哲也	下呂市萩原町羽根 下呂市金山町大船渡 下呂市小坂町大垣内 下呂市馬瀬名丸 下呂市小坂町門坂 下呂市森 下呂市森 下呂市萩原町桜洞	大松井隆修 惠那市明智町 惠那市串原
高山警察署 管轄区域	蒲泰博 嶋正義和 田中正躬 中谷恵子 瀬上末男 五反田久則 廣田武夫 亀谷雪之介 下町修吉 稲越路恵 小鳥克美 坂本いづみ 戸澤陽子 寺口啓淳	高山市松之木町 高山市久々野町久々野 高山市新宮町 高山市大洞町 高山市丹生川町駄吉 高山市国府町宇津江 高山市昭和町 高山市上宝町在家 高山市清見町三日町 高山市江名子町 高山市下二之町 高山市曙町 高山市上一之町 大野郡白川村大字荻町	同
飛騨警察署 管轄区域	荒木泰久 高桑正次 壇内文明 玉腰博之 森下みどり	同	同

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十一号

岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令

岐阜県公報発行規程(昭和三十四年岐阜県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の各号」を削り、「であつて」を「のほか」に、「公表を要するもの及び」を「公報により」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同条第二項を削る。

第五条を削る。

第六条第一項ただし書中「及び第四条第二項の規定による公報の原稿」を削り、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「複雑な」を「号外の公報その他複雑な」に改め、「(以下「法務・情報公開課」という。)(」を削り、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項第二号イを次のように改める。

イ 告示 法令等の委任を受けて定めるもので一般に公表を要するもの（前号に掲げる文書を除く）、法令等の規定に基づき告示すべき事項とされたもの、行政処分一般に公表を要すると認められるものその他これらに類するもの
第七條第二項を削る。

第二十二條第一項中「の各号」を削り、同條第二項中「公示文書（一般競争入札に係る公告及び公示にあつては、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第四條、第五條及び第十一条に規定する公告及び公示に限る。第五十四條の二において同じ。）その他岐阜県公報に掲載を要する」を「岐阜県公報に掲載する事項に係る」に改める。
第五十四條の二の見出し中「公示文書等」を「岐阜県公報に掲載する事項に係る起案文書」に改め、同條中「公示文書その他岐阜県公報に掲載を要する」を「岐阜県公報に掲載する事項に係る」に改める。

別表第一 行政官理課の項を削り、法務・情報公開課の項の次に次のように加える。

行政官理課	行
-------	---

別表第一 清流の国づくり政策課の項の次に次のように加える。

地域振興課	地振
-------	----

別表第一 競技スポーツ課の項の次に次のように加える。

ねんりんピック推進事務局	ね推
--------------	----

別表第一 医療整備課の項の次に次のように加える。

国民健康保険課	国保
---------	----

別表第一 海外戦略推進課の項の次に次のように加える。

国際交流課	国交
-------	----

別表第一 精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

中央食肉衛生検査所	中食衛
飛騨食肉衛生検査所	飛食衛

別表第一 食肉衛生検査所の項を削る。

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十三号

庁中一般
各現地機関

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程（昭和五十一年岐阜県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 本庁の部道路建設課の項中「高速道路企画監」を「幹線道路企画監」に改め、同表土木事務所部道路建設課の項中「道路建設課」を「道路課」に、「技術課長補佐」を「道路調整監、技術課長補佐」に、「及び技師」を「技師及び道路パトロール業務専門職」に改め、同部道路維持課の項を削る。

別表第二 土木事務所の部施設管理課の項中「及び技師」を「技師及び河川施設管理専門職」に改め、同部道路建設課の項中「道路建設課」を「道路課」に、「技術課長補佐」を「道路調整監、技術課長補佐」に改め、同部道路維持課の項を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

公 示

第十二次鳥獣保護管理事業計画の公表

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第四条第一項に規定する第十二次鳥獣保護管理事業計画を変更したので、同条第五項の
規定により公表する。

なお、計画書は、岐阜県環境生活部環境企画課、同部岐阜地域環境室及び各県事務所
環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

平成三十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社